

(案)

豊橋市市民協働推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市市民協働推進条例（平成18年豊橋市条例第53号。以下「条例」という。）に基づき、市民協働によるまちづくりを推進するため、公益的社会貢献活動団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、豊橋市補助金交付等規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的社会貢献活動 条例第2条第1項第2号に規定する活動をいう。
- (2) 公益的社会貢献活動団体 次に掲げる団体をいう。
 - ア 特定非営利活動法人（NPO法人）
 - イ 公益的社会貢献活動団体で、次のいずれにも該当する団体
 - (ア) 利益配分を行わないこと。
 - (イ) 民間団体であること。
 - (ウ) 5人以上の会員で運営されていること。
 - (エ) 意思決定機関をもち、組織の運営に関する規則（会則等）があること。
 - (オ) 組織運営に関して自発的参加があること。
 - (カ) 活動に継続性があること。
 - (キ) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
 - (ク) 暴力的な活動を行わないこと。
- (3) ハード事業 施設の整備若しくは改修又は設備等の設置など、原則として工事を伴う事業（補助金の種類等）

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民活動スタート支援（つつじ）補助金 設立後5年未満2年未満のかつ過去に第2号及び第3号の補助金の交付を受けていない公益的社会貢献活動団体が行う事業を対象とするもの
- (2) 市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金 設立後2年以上の公益的社会貢献活動団体又は設立後2年未満ですでに市民活動スタート支援（つつじ）補助金の交付を受けている公益的社会貢献活動団体が行う事業を対象とするもの
- (3) 市民活動施設整備事業支援（ハード）補助金 設立後2年以上の公益的社会貢献活動団体が行うハード事業を対象とするもの

2 補助金の交付は、市民活動スタート支援（つつじ）補助金については一の公益的社会貢献活動団体につき1回、市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金については1事業について3回までとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公益的社会活動団体であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

- (1) 主として市内において公益的社会貢献活動を行っていること。

(2) その構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。

(3) 当該年度において市及び市から運営に対する財政的支援を受けている団体の他の補助金（団体の運営・応募以外の事業に係るものを除く。）を受けていないこと。

(4) 本補助金と前号に掲げる補助金以外の補助金及び補助対象事業によって生じる収入の合計が補助対象事業の事業費を上回らないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象とする事業は、当該年度に行われる事業とし、その内容、実施時期、経費等が地域社会の課題を解決するために適当と認める次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、市民活動スタート支援（つつじ）補助金及び市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金については、主に市内を拠点として行われる事業を対象とし、市民活動施設整備事業支援（ハード）補助金については、市内で行われるハード事業のみを対象とする。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業

(2) 社会教育の推進を図る事業

(3) まちづくりの推進を図る事業

(4) 観光の振興を図る事業

(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業

(6) (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業

(7) (5) 環境の保全を図る事業

(8) (6) 災害救援事業

(9) (7) 地域安全事業

(10) (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業

(11) (9) 国際協力を行う事業

(12) (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業

(13) (11) 子どもの健全育成を図る事業

(14) (12) 情報化社会の発展を図る事業

(15) (13) 科学技術の振興を図る事業

(16) (14) 経済活動の活性化を図る事業

(17) (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業

(18) (16) 消費者の保護を図る事業

(19) (17) 公益的社会貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業

(20) 前各号に掲げる事業に準ずる活動として愛知県の条例で定める事業

(補助対象経費)

第6条 この補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民活動スタート支援（つつじ）補助金及び市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金については、補助事業に要する費用であって、別表第1に掲げるものとする。

(2) 市民活動施設整備事業支援（ハード）補助金については、ハード事業の実施に直接必要となる費用であって、別表第2に掲げるものとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民活動スタート支援（つつじ）補助金については、50,000円又は補助対象経費（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額とする。
- (2) 市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金については、300,000円又は補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額とする。
- (3) 市民活動施設整備事業支援（ハード）補助金については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- ア 補助対象経費が500,000円以下の場合 補助対象経費の10分の9に相当する額
- イ 補助対象経費が500,000円を超える場合 補助対象経費から500,000円を引いて得た額の10分の8に相当する額に450,000円を加えた額(当該額が850,000円を超える場合は850,000円)

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、第10条第2項に規定する企画書の審査結果通知に記載された金額を上限とする。

（企画書の提出）

第8条 市長は、補助金の交付に当たっては、補助金の交付を受けようとする者を公募するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、市民協働推進補助事業企画書（様式第1。以下「企画書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公益的社会貢献活動団体概要書（様式第2）
- (2) 事業計画書（様式第3）
- ~~(3) 事業効果分析書（様式第4）~~
- ~~(3)(4) 収支予算書（様式第4-5）~~
- ~~(4)(5) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの~~
- ~~(5)(6) 構成員の名簿~~
- ~~(6)(7) その他市長が必要と認める書類~~

3 企画書は、一の公益的社会貢献活動団体につき当該年度1事業のみ提出することができる。

（企画書の審査等）

第9条 企画書の審査は、豊橋市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）が行うものとする。

2 企画書を提出した公益的社会貢献活動団体は、必要に応じ、事業の内容、実施に伴う効果その他必要な事項を公開で行われる審議会において説明しなければならない。

3 企画書の審査は次の項目において行う。ただし、市民活動施設整備事業支援（ハード）補助金の企画書の審査においては、先駆性及び専門性の項目は除く。

- (1) 公益性 活動が不特定多数の利益に寄与していること。
- (2) 必要性 現状把握・分析が的確で需要がつかめていること。
- (3) 先駆性 創造的であり開拓的であること。
- (4) 専門性 団体のもつ専門性が活かされていること。
- (5) 継続性 補助事業実施後の活動の発展・継続性が見込まれること。

(6) 実効性 適正な事業計画、実施体制、資金計画などから事業遂行能力が認められ、市民（地域）への波及効果があること。

（審査結果の通知）

第10条 審議会は、企画書の審査の結果を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果をもとに企画の決定を行い、その結果を当該公益的・社会貢献活動団体に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 前条の審査の結果、補助金の交付を受けようとする公益的・社会貢献活動団体は事業実施年度において規則第4条第1項に規定する交付申請を行うものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付を要する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付条件）

第12条 規則第6条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市民活動施設整備事業支援（ハード）補助金を受けて実施した事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も補助事業者の責任において維持、管理及び運営すること。また、当該財産の耐用期間においては、補助金の交付目的に反して使用しないこと。
- (5) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（変更等の承認）

第13条 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、規則第8条第1項の規定により事業計画変更等申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第14条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、概算払いで交付するものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに規則第10条第1項に規定する実績報告を行うものとする。

2 前項の実績報告書に添付を要する書類は次のとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定するもののほか、補助事業者は、市長が開催する事業報告会において補助事業の実施内容について報告しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 本補助金と第4条第3号に掲げる補助金以外の補助金及び補助対象事業によって生じた収入の合計が補助対象事業の事業費を上回る場合は、概算払いした補助金額を限度とし上回る額を返還すること。

(書類の整備等)

第18-7条 規則第17条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第19-8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項第2号イ(ウ)の改正については平成22年度補助に係る申請について適用し、平成21年度補助に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

市民活動スタート支援（つつじ）補助金、市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金補助対象経費

費目	主なもの
1 報償費	講師・専門家等への謝礼等
2 旅費	交通費、宿泊費等
3 需用費	消耗品費、資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費等
4 役務費	翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等
5 使用料及び賃借料	会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル・リース料等
6 備品購入費	2万円以上で反復使用に耐えるものの購入費（ただし、事業に不可欠とされるもの）
7 その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考 次の経費は補助対象経費としない。

- ・ 団体の運営に関する事務費などの経常的な経費
- ・ 団体の事務所等を維持するための経費
- ・ 団体の構成員に対する人件費や謝礼
- ・ 団体の構成員に対する食糧費・交通費・宿泊費

別表第2（第6条関係）

市民活動施設整備事業支援（ハード）補助金補助対象経費

費目	主なもの（いずれもハード事業に直接必要なものに限る。）
1 需用費	材料の購入費、機材等の燃料費
2 委託料	設計・測量・デザインなどの委託料
3 使用料及び賃借料	車両・機材・器具のレンタル・リース料
4 工事請負費	
5 原材料費	セメント・砂利・鋼材・木材等の工事資材
6 その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考 次の経費は補助対象経費としない。

- ・ 団体の運営に関する事務費などの経常的な経費
- ・ 団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費
- ・ 人件費、謝礼、旅費、食糧費、印刷製本費、備品・工具等購入費、会議費、調査費など事業実施に直接係わらない経費

様式第1（第8条関係）

<p>市民協働推進補助事業企画書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>豊橋市長様</p> <p style="text-align: center;">所在地 提出者 名 称 代表者氏名</p> <p>次のとおり事業を企画したので、関係書類を添えて提出します。</p>	
申請区分	<p>(1) 市民活動スタート支援（つつじ）補助金</p> <p>(2) 市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金（ 回目）</p> <p>(3) 市民活動施設整備事業支援（ハード）補助金</p>
事業の区分	
事業の名称	
実施予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- 備考 1 「申請区分」欄は、申請する補助金のいずれかひとつの番号を○で囲んでください。
- 2 「申請区分」で「(2) 市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金」を選択した場合は、今回の申請が同一事業で何回目の申請なのか、回数を記入してください。
- 3 「事業の区分」欄には、応募要領の「3 対象となる事業」に掲げる①～⑳の事業のうち該当するものを記入してください。
- 4 この企画書には、次の書類を添付してください。なお、(3)、(4)については、市民活動施設整備事業支援（ハード）補助金申請者のみ提出してください。
- (1) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
 - (2) 構成員の名簿
 - (3) 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図（大きさ、デザインなどがわかるもの）
 - (4) 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し

様式第2（第8条関係）

公益的社会貢献活動団体概要書

名 称	
連 絡 先	ふりがな 氏名： 住所：〒 電話番号： FAX番号： メールアドレス：
設 立 年 月 日	平成 年 月 日
構 成 員 数	人（うち役員 人）
	市内在住（在勤及び在学を含む。）者 人 その他 人
設 立 の 経 緯	
活 動 の 目 的	
主 な 活 動 内 容	
年 間 予 算 額	円
補 助 金 の 状 況	団体名 補助金の交付を受けた年度 補助金の名称

備考 「補助金の状況」欄は、過去5年以内に豊橋市その他の団体から補助金を受けている場合に、団体名、補助金の交付を受けた年度及び補助金の名称を記入してください。

事業計画書

事業の目的 現状の課題 市民(地域)のニーズ 必要性					
事業内容	主な内容 実効性				
	スケジュール 実効性	予定日	予定内容	予定会場	参加者数見込
	実施体制① (実施メンバー) 実効性				
	実施体制② (団体の特性) 専門性				
目新しさ ユニークさ 先駆性					
市民(地域)への効果 公益性					
今後の取組み 継続性					

※「実施体制②」「目新しさ・ユニークさ」は「つつじ」「くすのき」のみ記入してください。

収支予算書

実効性

収入

単位：円

費 目	金 額	内 訳
市民協働推進補助金		
合 計		

支出

単位：円

費 目	金 額	内 訳
【対象経費】		
小 計		
【対象外経費】		
小 計		
合 計		